

国 港 総 第 5 9 号

国 港 海 第 2 1 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

(改正：平成 2 4 年 3 月 3 0 日国港総第 2 9 号、国港海第 2 4 号)

(改正：令和 2 年 1 0 月 2 8 日国港総第 3 7 6 号、国港海第 1 5 0 号)

(改正：令和 5 年 9 月 1 日国港総第 3 4 8 号、国港海第 1 3 7 号)

国土交通省港湾局長

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について

港湾局所管国庫補助事業等における財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認又は認可については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、港湾法（昭和25年法律第218号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）及び港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年港管第814号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知いたします。

記

1 補助対象財産の処分手続の原則（個別承認（認可））

- (1) 補助事業者等が補助金等適正化法第 2 2 条又は港湾法第 4 6 条第 1 項の規定に基づき財産処分を行う場合には、補助金等適正化法第 2 2 条の承認については別記様式第 1 により、港湾法第 4 6 条第 1 項の認可については別紙様式第 2 により、国土交通大臣あて財産処分承認（認可）申請書を提出し、その承認又は認可を受けるものとする。
- (2) 前号の財産処分承認（認可）申請書のうち、補助金等適正化法第 2 6 条第 1 項の規定により、国土交通大臣の権限が委任されている場合は、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて、財産処分承認（認可）申請書を提出し、その承認又は認可を受けるものとする。

- (3) 国土交通大臣及び地方整備局長等（以下「国土交通大臣等」という。）は、記１（１）の承認（認可）にあたり、必要に応じて、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、国土交通大臣等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認（認可）条件により難い事情があると認める場合は、他の条件を付すか若しくは付さないことができる。
- (4) 補助事業者等は、記１（１）の承認（認可）を受けた後、当該承認（認可）に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認（認可）に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

2 補助対象財産の処分手続の特例（包括承認）

- (1) 補助金等適正化法第２２条の規定に基づく財産処分については、補助事業者等のうち地方公共団体が、港湾等の管理に支障がなく、かつ、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸し付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。次号において同じ。）には、当該地方公共団体において、当該補助対象財産の処分が、補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、記１（１）にかかわらず、別紙様式第３により国土交通大臣等あて財産処分報告書を提出するものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、当該報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りではない。

① 補助事業者等が港湾局所管国庫補助事業等にて取得した財産を処分する場合において、当該補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）１０年を経過した補助対象財産を処分する場合。

② 補助事業等の完了後１０年を経過していない補助対象財産を処分する場合において、次の要件のいずれかを満たしている場合。

イ 災害又は火災により損壊した場合など、補助事業者等の責に帰することのできない事由により使用できなくなった補助対象財産（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による災害復旧事業の対象となるものを除く。）の取壊し又は廃棄を行うもの。

ロ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの。

- (2) 補助事業者等のうち地方公共団体以外の者が、前号①の財産処分を行う場合であって、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において他の目的に使用する場合、又は前号②イの財産処分を行う場合には、記１（１）に関わらず、別紙様式第３により国土交通大臣等あて財産処分報告書を提出するものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、当該報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されてい

い場合には、この限りではない。

- (3) 補助事業者等が記2(1)又は(2)により国土交通大臣等に報告した財産処分であって、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

① 交換

交換により取得される財産は、補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること。

② 無償貸し付け

使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること

- (4) 補助事業者等は、記2(1)又は(2)による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

3 間接補助事業者の財産処分の取扱い

- (1) 補助事業者等が間接補助事業者の財産処分に当たり、補助事業者等は、記2(1)①又は②の緩和要件に合致している場合（返納金の納付を条件として付した場合も含む。）には、別紙様式第4により国土交通大臣等あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。
- (2) 補助事業者等が間接補助事業者から記3(1)の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

4 港湾法第46条第1項の規定に基づく財産処分

港湾管理者が、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を処分（譲渡し、担保に供し、貸し付けようとするとき）する場合については、記1による財産処分認可申請書の提出により、国土交通大臣等の認可を受けることとしているところであるが、記2(1)①及び②の各要件のいずれかを満たしている場合には、国土交通大臣等は速やかに認可するものとする。

なお、港湾法第46条第1項但書の規定により、港湾管理者が、補助対象財産（港湾施設）について、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合は、当該補助事業等の完了後10年を経過したか否かに関わらず、財産処分認可申請書の提出は不要である。

5 その他の手続き等について

- (1) 国土交通大臣等は、記1から記4により補助事業者等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上、必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 補助事業者等が、記1(1)若しくは記2(1)又は(2)により財産処分の承認（認可）を受けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において港湾局所管国庫補助事業等により計画し

た場合には、国土交通大臣等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討するものとする。

- (3) 国土交通大臣等は、必要に応じ、記 1 (1)若しくは記 2 (1)、(2)又は記 3 により財産処分を承認（認可）し、若しくは報告を受けた補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。
- (4) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
 - ① 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条
 - ② 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第29条及び第57条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の6
- (5) 国土交通大臣等は、記 2 により財産処分報告書の提出をもって国土交通大臣等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じ、別途個別に定めることができる。
- (6) 港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分の取り扱いについて、不明な点があれば、国土交通省港湾局総務課、海岸・防災課、各地方整備局港湾空港部港湾管理課、北海道開発局港湾空港部港湾行政課、沖縄総合事務局開発建設部管理課まで確認されたい。

6 本規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

なお、本通知日現在において、既に補助事業者等から国土交通大臣等に財産処分承認（認可）申請が行われ、かつ、国土交通大臣等が承認（認可）を行っていないものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。

附 則

本改正は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

本改正は、令和 2 年 1 0 月 2 8 日から適用する。

本改正は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

(別表)

財産処分の区分		承認条件 (港湾法第46条の認可については、港湾管理者が、港湾施設を譲渡し、担保に供し、貸し付けようとする場合を対象とする)	国庫納付額 (国庫補助金等相当額を限度とする)
目的外使用(補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること) 用途変更 (他の公物管理者の管理する施設に変更する場合を含む)	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用、用途変更により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用、用途変更により生じる収益(当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡 (補助対象財産の所有者を変更すること)	有償	国庫納付	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付(ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは補助条件を承継する場合その他国土交通大臣等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	・施設等にあつては、財産処分時における複製価格に残存価額率と補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあつては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額
交換 (補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること。) ・補助目的物を提供する代替として同じ機能を有する施設を建設させる場合		・国庫納付(交換差益が生じる場合に限る。) ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち国庫補助金等相当額

・補助目的物の一部又は全部を消滅させる代替として、港湾管理者が当該補助目的物と同じ機能を有する施設を単独で整備する場合)			
貸付け (補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、他の者に使用させること)	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること(貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること) ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益(当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。)のうち国庫補助金等相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分 (補助対象財産に抵当権等を設定すること)		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあつては、財産処分時における複製価格に残存価額率と補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあつては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額
取壊し (補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと) 廃棄 (補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること)		国庫納付(ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他国土交通大臣等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	・施設等にあつては、財産処分時における複製価格に残存価額率と補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあつては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額

※補助目的物の処分に関し、国土交通大臣等の承認（認可）を要する事例については、「港湾関係補助金交付規則実施要領」を参照のこと。

※国庫納付額の算定につき、船舶等機械器具については、財産処分時における取引価格に補助率を乗じた金額とする。

※目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の国庫補助金等相当額を国庫納付すること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 氏名 殿
(〇〇地方整備局長等 氏名 殿)

申 請 者
地方公共団体名又は事業者名
長の職名及び氏名

財 産 処 分 承 認 申 請 書

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種 類
ロ 名 称
ハ 位 置
ニ 構造及び性能
ホ 数 量

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

7 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 氏名 殿
(〇〇地方整備局長等 氏名 殿)

申 請 者
地方公共団体名又は事業者名
長の職名及び氏名

財 産 処 分 認 可 申 請 書

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、港湾法（昭和25年法律第218号）第46条第1項の規定により、認可されるよう申請します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種 類
ロ 名 称
ハ 位 置
ニ 構造及び性能
ホ 数 量

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由

6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

7 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 氏名 殿
(〇〇地方整備局長等 氏名 殿)

報 告 者
地方公共団体名又は事業者名
長の職名及び氏名

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分報告書

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について」（平成21年3月31日付け国港総第59号及び国港海第21号港湾局長通知）記2の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種 類

ロ 名 称

ハ 位 置

ニ 構造及び性能

ホ 数 量

ヘ 取得年月日（供用開始日）

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由（包括承認となる根拠を明示すること）

6 財産処分後の管理

7 財産処分の工程

8 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

報 告 者
地方公共団体名
長の職名及び氏名

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分報告書（間接補助）

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産の処分について、間接補助事業者から承認申請があったので、「港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について」（平成21年3月31日付け国港総第59号及び国港海第21号港湾局長通知）記3の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

1 処分しようとする財産

イ 種 類

ロ 名 称

ハ 位 置

ニ 構造及び性能

ホ 数 量

ヘ 取得年月日（供用開始日）

2 処分の内容

3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4 処分の相手方の利用計画

5 処分しようとする理由（包括承認となる根拠を明示すること）

6 財産処分後の管理

7 財産処分の工程

8 財産処分に係る返納金額（国庫補助金等相当額の算定根拠を含む）

9 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

10 添付書類（間接補助事業者等から補助事業者等への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）